

NPO 法人全国木材資源リサイクル協会連合会

平成 22 年度第 2 回理事会議事録

- 1 開催日時 平成 22 年 4 月 26 日 午後 2 時より
2 場 所 住友林業(株) 会議室
東京都新宿区西新宿 1-23-7
新宿ファーストウェストビル 5F
3 出席者 19 名

(1) 理事、監事 9 名

理事	鈴木 隆	理事長
理事	山口昭彦	副理事長
理事	片岡重治	副理事長
理事	矢嶋 明	
理事	石田謙治	
理事	鷹野賢次郎	代理 谷 正剛
理事	鈴木重芳	
監事	田中一正	
監事	田中徳彦	
欠席	理事 船越 登	
	理事 中野 光	

(2) 協会事務局 6 名

北日本協会	伊藤孝典	
関東協会	弘山知直	全国連合会事務局長
東海協会	木村明博	
近畿協会	三砂和浩	
中四国協会	岡崎博紀	
全国連合会	椎津まゆ美	

(3) オブザーバー 4 名

名誉会長	彦坂武功	
顧問	中川和義	
(株)九州環境ネットワーク	河野秀彦	
日報アイ・ビー	小林徹也	

4 理事長挨拶

先の総会で理事長に就任した。

現在、協会について様々な面から改善が急務となっている。

連合会の活動や予算については、数ヶ月かけて理事の皆さん等からご意見をお伺いし、来年度から新たなスタートが出来るように準備をしたいと思っているので、是非忌憚のない意見をお聞きしたい。

また、協会や連合会には、様々な課題はあるが、会員として参加し一緒に活動して有意義であったと言われるように取り組んで行きたい。

最後に、本日の理事会に会議室を提供して下さった「住友林業」さんに対し厚く御礼を申し上げ、今後も宜しくお願ひしたい。

5 議長

定款第 36 条に基づき理事長が議長となり議事を進行する。

6 議事録署名の選出

定款第 39 条 (5) の議事録署名人の選出については、今後省略し、事務局が責任を持って議事録を作成することで了解を得た。

7 議 事

(1) 連合会の活動基本方針

先の総会において、新理事長から提示されたが、今回は、理事長が交代し初めての理事会であることから、再度、理事長から説明し、出席者の確認事項とした。

(2) 定款の変更

定款 45 条における事業年度 (1 月 1 日～12 月 31 日) を 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間に変更することについて提案

議長：時期はどうするか

事務局：来年、役員改選がある。その時期に併せることでどうか

議長：時期については今後詰めることにして、提案の内容についてどうか

【結論】 全員の了承を得る。

なお、定款の変更について理事会として了承を得たが、本議案は、総会の議決事項であるので総会に議案として提案し、審議を依頼することとする。

(3) 連合会構成会員における正会員及び賛助会員について

1) 連合会の構成員について

- ①各地域協会に所属する会員を連合会の正会員とする。
- ②各地域協会に所属していない非会員を連合会の正会員とする。
- ③賛助会員

2) 連合会会費の変更について

従来、各協会からは年額50万円を連合会費として納入していたが、連合会の構成員を改正しようとする考えから、

- ① 今後、会費は、協会単位でなく構成員単位に改め、地域協会が窓口となって納入する。
- ② 賛助会員については、機械、重機、車両等のメーカー及びバイオマスを利用する本社ユーザーとする
- ③ メーカー及び各工場におけるバイオマスユーザーや窓口機能を持つバイオマスユーザーは、極力地域協会に所属してもらうことを前提とする
- ④ ②、③に該当しない会員は連合会の直接会員とする

議長：①会員の構成

②会費の在り方

についての意見を伺いたい。特に会費については、連合会に納入する会費構成を仮に15%としたが、良いのか駄目なのか、他の割合にしたらどうか①の件についても併せて意見を伺いたい。

各理事から活発な意見や提案が提示されたが、課題は、会員数の大小により協会の負担に大きな隔たりが生じてしまう。

よって、各協会は、会員の拡大の努力が必要であり、今回提案した議題については、少し時間をかけて議論することとした。

【結論】 原案をこのままにし、各地域協会の会員の負担割合については、会員数に応じて割合に段階をもたせるということで再度原案を作成し、次回提案する。

方向性については、全員の了解を得る。

3) 寄付金の募集

連合会の経費は、年間500万円程度を要することから、正会員の会費だけでは運営に困難を来すため、200万円程度を寄付金で賄うこ

との提案。

寄付金募集要項を作成し、ホームページ等に掲載し、個人、団体から寄付金を募ることとする。

優遇税制の例

法人の場合：資本金 1000 万円、所得 1000 万円の場合は、下記計算となり、137,500 円が損金として計上できる。

$$(1000 \text{ 万円} \times 0.25\% + 1000 \text{ 万円} \times 2.5\%) \div 2 = 137,500 \text{ 円}$$

【結論】 全員の了承得る

(4) イベント出展における経費の負担

【結論】 次について指摘があり出展時の対応とする。

- 1) 出展の目的が啓蒙や知名度の周知だけではパンチが小さい。会員の拡大も含めた計画にすべきである。
- 2) 出展時には、共販事業について宣伝すべきである。
- 3) 出展時の人員については、基本的には地域協会の手当てをする。
- 4) パネル等の製作費は寄付で賄うこととする。寄付については、4、寄付募集要項による
- 5) 協賛企業を1口1万円で寄付募集要項を作成し募集する。

(5) 重機、機械メーカー、車輛メーカー等との研修会

研修会だけを目的に開催しても人員の動員が難しい。

したがって、理事会等の行事に併せて実施することが望ましい

【結論】

関東協会が9月に予定している全体会議に連合会理事会の日程を併せ、関東協会との共催で1時間程度、賛助会員との研修会を実施する。

(関東協会も了承)

なお、会員以外の参加も大いに歓迎する。

(6) 共益事業と公益事業への寄付について

【結論】

- 1) 有料講演の実施については、今後の課題としておく。
- 2) 広告宣伝については、ホームページの活用など具体的に募集方法等についての要項を策定し賛同者を募る。
- 3) 公益事業への寄附については、収益事業からの収入の20%程度を災害等の被災地に寄附をする。

エコライフフェア等のイベントで、分析の価格表を掲示するなど共販事業について宣伝する。

(7) 品質の規格化

国土交通省から連合会でまとめたとした品質についての提示を要請されている。

【結論】

連合会としての品質の提言を早急にまとめる

5月12日の委員会で議論し、各協会に期限付きで提示し意見等の提言を受けた、再度整備したものを国交省に提示し、助言を求めることにする。

(8) 温暖化対策

協会会員が市場に提供している木質チップが、再生可能エネルギーとして温暖化防止に貢献していることから、国に次の件について要望する。

- 1) 税の減免：軽油引取税、法人税、事業所税、
- 2) 第2種エネルギー管理指定工場の炭素税の減免について

【理由】 今後、炭素税については、我々業界も課税の対象となると思われるが、カーボンニュートラルの製品を製造しているメーカーに炭素税を課税するのは本末転倒である。

また、温暖化係数も以前より変っている。次回までにそれらを整理し提示する。

(9) その他

- 1) ホームページの活用

【結論】

会員専用窓口については、連合会が周知依頼文書を作成し、各協会を通じ周知を図る

会員専用窓口の活用は、事務局が中心となって立案する。

- 2) 地域森林資源利活用事業計画

彦坂名誉会長が実施している事業であり、内容についての説明あり。

【結論】

事業内容と連合会との関係がもう一つ不明であった。

(4時45分議事終了)